

富津市学校給食運営委員会議会議録

1	会議の名称	令和3年度第2回富津市学校給食運営委員会議
2	開催日時	令和4年3月23日(水) 15時02分～15時52分
3	開催場所	富津市役所本庁5階 503会議室
4	審議等事項	(1) 学校給食費の公会計化について (2) 新共同調理場基本設計(案)について (3) その他
5	出席者名	(委員) 川名泰、山下秋一郎、平野明彦、田中計、 泉澤由和、井坂理恵、吉村弘之 (事務局) 岡根教育長、平野教育部長、須藤教育部 参事、宮崎学校教育課主幹、立石給食係長、葉山共 同調理場長、鈴木主任主事、播岡主事
6	公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7	非公開の理由	富津市情報公開条例第23条第 号に該当 (理由)
8	傍聴人数	1人(定員5人)
9	所管課	教育部学校教育課給食係 電話 0439(80)1343
10	議会議録(発言の内容)	別紙のとおり

令和3年度第2回富津市学校給食運営委員会議 会議録

発 言 者	発 言 内 容
立石係長	<p>令和3年度第2回富津市学校給食運営委員会を開会する。            本日は、委員7名出席のため、富津市学校給食調理場管理運営規則第11条第2項の規定により会議が成立する。            また、本会議の内容については、富津市情報公開条例第23条の規定により公開となる。又、会議の記録のため録音機を使用している。            会議を次第により進行する。</p>
岡根教育長	<p style="text-align: center;"><b>【教育長挨拶】</b></p>
立石係長	<p>会議次第3「議題」により進行する。            富津市学校給食調理場管理運営規則第11条第1項の規定により委員長が議長となるため、会議の進行をお願いします。</p>
川名委員長	<p>規則に基づき議長を務める。            本日の議事録署名人は井坂委員にお願いします。            議題(1)学校給食費の公会計化について事務局の説明を求めらる。</p>
立石係長	<p>議題(1)学校給食費の公会計化について説明する。            学校給食費については現在、各学校の教員やPTAの協力のもと、口座振替や現金による徴収を行っている。            「学校給食費の公会計化」というのは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れることと、保護者からの給食費の徴収や管理に係る教員の業務負担を軽減するために、徴収と管理を市の業務として行うことの2点が主な内容となっている。            富津市では、学校給食費は市の予算・会計に組み入れているため公会計となっているが、前述の徴収・管理については各学校で行っており、文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に基づいて、令和4年9月分の給食費から徴収・管理に係る業務を学校から市へ移管し、市が一括して行うこととし、現在、各金融機関との手続きや給食費の管理システムの導入を進めているところである。            今後、児童生徒分の給食費の徴収方法については、原則口座振替による徴収とし、口座振替日は、基本的には喫食月の翌月末とする。4月分は5月末、6月分は7月末に振替となる。            ただし、3月分については、3月末としている。卒業した後の4月末に振替となるのは不相当であると考えられるため、3月中に支払ってもらうこととした。            なお、口座振替の手続きをしない方や口座振替の手続きはして</p>

いるが残高不足等で振替が出来ない、といった場合が考えられる。その場合には、納付書を発行するのでその納付書で支払っていただくこととなる。

「令和3年度第2回富津市学校給食運営委員会 議題及び資料」の2ページ資料1について説明する。

1番の口座振替が可能な金融機関は、富津市の指定金融機関である千葉銀行をはじめ、千葉興業銀行や京葉銀行等10の金融機関で取扱いが出来ることとなっている。

2番目の納付書による支払いが可能な金融機関は、1番の口座振替が可能な金融機関のうち、三井住友銀行を除いた9の金融機関で納付書による窓口での支払いが可能となる。

3番目が、納付書による支払いが可能なコンビニエンスストア等で、セブンイレブンやファミリーマート、ミニストップなど当地域にあるコンビニエンスストアで支払いができるように手続きを進めている。

また、4番目がスマートフォン決済である。納付書に印字されたバーコードを読み取って支払う方法であり、現在、LINEPay、PayPay、PayBの3つの決済アプリで支払いができるように手続きを進めている。

また、口座振替やコンビニの支払いにかかる手数料等については、全て市で負担をする。

今後のスケジュールだが、金融機関の口座振替に伴うデータの転送テストや、コンビニでの納付書データ読み取りテスト、給食費管理システムの構築を順次、進めるとともに、5月末からは保護者の皆様に、新たに口座振替の手続きをお願いすることになっている。

資料2の別冊になるが「学校給食費に関するお知らせです」について、保護者の皆様に口座振替をお願いするにあたって、配布する資料である。

1ページ目は、学校給食費はこれまで、各学校で徴収（集金）をしていたが、9月分からは市が口座から引き落としを行うため、新たに口座振替の手続きをお願いしたいといった、お願いと、口座振替の取り扱い金融機関を列記している。

2ページ目が口座振替手続きの期限、口座振替日（納期限）を記載している。

3ページは、「学校給食費（食材料費分）の負担のご協力について」と「欠食した際の給食費の減額の取り扱い」を記載している。

4・5ページは口座振替依頼書の記入例、一般の金融機関の場合と、ゆうちょ銀行の場合の記入例を示している。

6ページがQ&A及び問合せ先を記載している。

これらの資料を使用し、9月分からの給食費の徴収を開始がで

	<p>きるよう、このような形で進めていきたいと考えている。</p>
川名委員長	<p>事務局の説明が終了した。意見や質問はあるか。</p>
平野委員	<p>欠食について伺いたい。 届け出があった日から起算し、7日目を超えた日以降を減額するということによいか。</p>
立石係長	<p>欠食した分をすべて減額することができればよいが、学校給食では予め各調理場の栄養士が献立を作り、事前に食材の発注をしておき、急に喫食しないこととなった場合、食材のキャンセルができない部分が発生する。そのため、7日分については負担をいただかなければ給食の運営が厳しくなるため、7日を超えた日から減額としている。</p>
平野委員	<p>続けて伺う。振込手数料を市で負担するということが、どれくらいの負担となるのか。</p>
立石係長	<p>様々な手数料があり、また支払方法により手数料が異なる。 まず、口座振替を行う場合、引落しのデータを取り扱う業者に、引落とし1件当たり6.6円発生する。これは、市から各金融機関へ誰の口座からいくら引落してほしい、という指令を出す業務を一手に引き受けている業者である。指令を各金融機関へ振り分け、実際に引落とした結果を市へ返送するという流れで、その作業に係る手数料である。 また、実際に口座振替が行われた成果として、ゆうちょ銀行は1件10円、その他金融機関の場合は1件11円の手数料がある。これは、残高不足で引落としができなかった場合は発生しない。 納付書を発行する場合、各金融機関においては他の税目と同様に手数料は0円に対応いただくこととなっている。 コンビニエンスストアで納付書を使用する場合と、スマートフォン決済については、1件あたり66円の手数料が発生する。</p>
平野委員	<p>1回100円や150円くらい発生するものと考えていた。 最後に1点伺いたい。今までは学校やPTAが行っていた事務量が相当あると思うが、市で徴収・管理をする際にどれくらいの事務量が見込まれるのか。</p>
立石係長	<p>近隣3市の情報を参考としてお答えする。 君津市、袖ヶ浦市は2名で対応しているが、常時管理をしているのではなく、コンビニエンスストアの収納の場合、支払い情報の消込作業は5日に1回程のサイクルで行っており、徴収・管理業務に特化した職員を配置しているわけではない。</p>

平野委員	昔の話ではあるが、お金を追跡して取りに行くことが大変なこともあると聞いた。直接的な手を離れるということで厳しい対応となるため、対応を考えたほうが良いと思う。
川名委員長	1点伺いたい。 口座振替を希望しない保護者がいた場合の対応はどうか。
立石係長	中にはそういった保護者もいると考えている。 その場合には、納付書を発行し、金融機関やコンビニエンスストアでの支払いをしてもらうこととなる。
川名委員長	他に意見や質問が無いため、学校給食費の公会計化について、このとおり進めるということで良いか。  (「異議なし」の声)
川名委員長	続いて、議題(2)新共同調理場基本設計(案)について、事務局の説明を求める。
宮崎主幹	説明の前に、新共同調理場のイメージ模型を設置するので確認いただきたい。 では、議題(2)新共同調理場基本設計(案)について説明する。 新共同調理場については、令和3年3月に策定された「富津市学校給食共同調理場整備基本計画」に基づき、基本・実施設計業務を令和3年9月24日より進めていたところであるが、基本設計(案)がまとまったため、資料3「富津市学校給食共同調理場基本設計説明書(案)」に沿って説明する。 まず1ページをご覧願いたい。 1計画概要、1-1基本的な考え方について説明する。本施設は、最大1日2,500食の給食を無理なく調理できる施設とする。施設の設計においては、富津市学校給食共同調理場整備基本計画、学校給食衛生管理基準等に準拠するとともに、HACCP(※食品の安全性を保証する衛生管理の手法の1つで、原材料の生産から調理され、喫食者の口に入るまでの各段階で発生すると考えられる危害を科学的に分析し、その危害発生を防止できるポイントを定め、これを重点的に管理することで安全性を確保するという手法である。)の概念を取り入れ、衛生的かつ安全な学校給食の提供が出来る施設とする。特に、ドライシステムの導入や、汚染作業区域・非汚染作業区域が交差しないようなゾーニング、施設設備の配置や調理の作業工程、作業動線等の工夫を行い、二次汚

染の防止を図る。また、将来の更新に対応しやすいフレキシビリティの高い計画としている。

1－2 整備方針では、5つの方針を定めている。

(1) 安全・安心

HACCP の考え方に基づき、学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生マニュアルに沿って、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の動線の遮断、作業区分毎の部屋割り等により、安全・安心な衛生管理ができる施設とする。

(2) 安定した供給

最大 2,500 食の調理を確実にを行うために、十分な調理能力を有した厨房機器等を導入するとともに、合理的な作業動線及び平面計画とし、アレルギー対応食（除去食）を含め安定した給食の提供ができる施設とする。

(3) 栄養バランスのとれた献立への対応

最新の厨房機器等を導入し、おいしくて栄養バランスの取れた多彩な献立への対応ができる施設とする。

(4) 効率性

学校給食へのこれまでの経験・工夫を生かし、経済性を高めつつ、適切なコストで提供を行い、高品質かつ効率的な運営が可能な施設とする。

(5) 環境への配慮

次世代環境型の調理場とし、将来の運営においても資源の有効利用、無駄なエネルギー利用を抑える 環境設備・機器を導入し、「エコ調理場」と呼べるような施設とする。

1－3 計画地概要は、中段の地図に記載した、市役所の北側となる。また、計画地に係る概要は記載のとおりである。

2 ページをご覧願いたい。

2 法的条件は、遵守すべき法令等を、3 ページでは要綱、各種基準等を記載している。

4 ページをご覧願いたい。

4 ページから 15 ページまでは、法的条件の法規チェックリストとなっているが、数が多いため説明は省略させていただく。

16 ページをご覧願いたい。

3 建築計画概要は、3－1 敷地概要は記載のとおりである。

3－2 建物概要は、敷地面積約 6,613 m<sup>2</sup>、建築面積 1,846.32 m<sup>2</sup>、延べ面積 1,680.65 m<sup>2</sup>、構造は鉄骨造、基礎は直接基礎（直接基礎とは、支持地盤に直接基礎を設置する方式で杭は不要である。）、階数は地上 1 階となる。また、駐車台数 35 台、駐輪台数 10 台と予定職員数分を計画した。

17 ページをご覧願いたい。

3－3 諸室の条件整理は、新共同調理場の必要諸室とその用途を記載している。諸室につきましては、整備基本計画で想定していたものと大きな変更はない。

18 ページをご覧願いたい。

18 ページから 19 ページは、設計概要、内部仕上表及び外部仕上表を記載している。

外部の仕上げは、屋根は複合式折版屋根、陸屋根部分は、高強度ウレタン・ゴムアス複合塗膜防水と雨漏りに対し有効な仕上げを選定し、外壁は、ALC 板（軽量気泡コンクリート板）にアクリルゴム系防水複層塗材吹付と一般的な鉄骨造の仕上げとなっている。また、内部の仕上げは調理室内の衛生管理上の観点から床を特殊防滑性ビニル床シート、壁、天井を塗装済みのケイ酸カルシウム板とし衛生面に考慮した仕上げとした。その他の部屋については一般的な仕上げとしている。

21 ページをご覧願いたい。

配置計画図である。南側の市道から敷地内通路を通り、調理場にアクセスする。給食関係車両は敷地内を右回りとし建物の南側から食材等の搬入を、北側から給食の搬入を行う。また、東側に受水槽及び職員駐車場、北側に浄化槽、排水除外施設、低圧ガスガバナークニットを効率的に配置する計画とした。

22 ページをご覧願いたい。

平面計画図である。平面計画は、汚染作業区域、非汚染作用区域、前室・準備室、調理員専用エリア、一般エリアを明確に区分し、図面右側より食材を搬入し、図面左側に向かい、下処理、調理、コンテナへの積込と一方向の作業動線となる計画とすることで衛生事故の発生を抑えることのできるプランとした。

23 ページをご覧願いたい。

屋根伏計画図である。屋根伏計画とは、屋根を上から見た図面となります。屋根の平らな部分には、キュービクル（受変電設備）及び空気調和設備の室外機を設置することとした。

24 ページをご覧願いたい。

立面計画図である。25 ページとあわせて建物の 4 方向から見た建物の図面となる。

26 ページをご覧願いたい。

断面計画図である。特徴として、調理室、洗浄室など高温多湿になり易い部屋は、結露及び室温調整のため天井を高くし勾配をつけることで室内の空気の流れを良くするように対策している。

27 ページをご覧願いたい。

外観パースであり、上部から見た建物の完成予想図となる。

28 ページをご覧願いたい。

構造計画概要である。計画建物の構造に関する考え方をまとめたものになる。

29 ページをご覧願いたい。

4-6 の 6) 構造種別の採用にあたっては、重量、標準スパン（スパンとは柱と柱の間隔）、プラン及び設備の影響、コストについて、S 造、RC 造、PC 造、複合構造を比較し、全ての項目で

S造の評価が高いことからS造を採用した。なお、S造とは鉄骨造、RC造とは鉄筋コンクリート造、PC造とは柱が鉄筋コンクリート造で梁がプレストレストコンクリート造を想定、複合構造とは柱を鉄骨鉄筋コンクリート造で梁が鉄骨造のことである。

33 ページをご覧願いたい。

電気設備計画である。

34 ページをご覧願いたい。

(2) 構内情報通信設備の無線LANについては、整備計画で見学スペース等は設置しないとされていることから、調理場内に無線LANを整備することで、調理場内の様子をオンラインで子供たちのタブレットで見られるなど幅広い利用方法ができるようになっていく。なお、その他の電気設備については一般的なものである。

36 ページをご覧願いたい。

機械設備計画概要である。今回都市ガスを使用することから、空調の熱源にガス式ヒートポンプエアコン、中圧ガスボイラー、コージェネレーションシステムにより発電及び給湯を行うなど効率的な設備である。また、厨房排水処理施設を設置し適正な排水処理を行うこととする。また、その他の機械設備については一般的なものである。

38 ページをご覧願いたい。

ここで1点訂正をお願いします。

6行目のクラス数が134クラスとなっているが、正しくは112クラスとなる。

厨房設備計画概要の説明に戻る。基本条件として調理食数2,500食、学校数・小学校8校・中学校3校、クラス数112クラス、献立数は1日1献立、アレルギー対応(除去食)は30人想定、米飯設備はなし、使用熱源は電気、ガス、蒸気とする。コンテナ積載は食器・食缶別載方式とし、一部生徒数の少ない学校は混載方式併用となる。また、使用食器・食管類は記載のとおりである。

配送回収コンテナ計画については、整備計画で約30台を想定していたが、実際に使用する食器及び食缶等の検討した結果41台のコンテナが必要となることから本計画に反映している。

39 ページをご覧願いたい。

厨房機器の平面配置計画である。計画を進めるにあたり、栄養士の意見を参考に厨房機器の選定及び配置の協議し、衛生管理上問題のない計画をした。なお、計画案は保健所との協議を実施し、計画案に対する意見をいただいたが、大きな改善の指示はなかった。

40 ページをご覧願いたい。

40 ページから42 ページは、厨房機器リストである。厨房機器平面配置計画に記載された番号に対する、厨房機器及び厨房備品

	<p>の一覧となっている。</p> <p>43 ページは、工事費概算書となっている。</p> <p>建築工事費 5 億 8,344 万円、電気設備工事費 1 億 8,934 万円、機械設備工事費 4 億 4,179 万円、外構工事費 9,080 万円、調理設備調達・搬入設置費 2 億 5,000 万円、総工事費 15 億 5,537 万円となる。</p> <p>44 ページは概略工事工程表となっている。工事は令和 5 年 10 月に着手し令和 6 年 12 月末の完成まで 15 か月の工事期間を予定しており、整備計画で考えていたスケジュール通りに進む見込みであることから、この建物を実際に作るとどうなるかということで概略工程として作成した。</p> <p>今後は新共同調理場基本設計（案）に基づいて、建設のための図面作成をするための実施設計を行い、新共同調理場の建設を進めていく。</p> <p>以上で、新共同調理場基本設計（案）についての説明を終了する。</p>
川名委員長	事務局の説明が終了した。意見や質問はあるか。
田中委員	食器類などはすべて新品を取り扱うのか。
宮崎主幹	厨房機器をあつらえるのと併せすべて新しいもので想定している。
平野委員	屋根に太陽光発電等は乗せないのか。
宮崎主幹	<p>現在は太陽光発電のシステムを乗せる方向で検討している。</p> <p>ただ、すべての電力をそれだけで賄うのは現実的ではないため、休日の待機電力については晴れている時ならば太陽光発電で賄える、くらいの規模ならば現実的であると考えている。</p> <p>今回コージェネレーションシステムを導入することとしているが、それについてもガスで発電することで、調理に使用できる電力が生まれ、また同時に発生した熱もお湯に変える等有効利用ができる。コージェネレーションシステムと太陽光発電の 2 つを合わせ、通常使う電力やガスのコストを下げしていく狙いを持って進めていきたい。</p>
川名委員長	学校において困るものに、雨漏りがある。特別な雨漏り対策となっている部分はあるのか。
宮崎主幹	外部の仕上げとして、折版屋根としている。建物の模型を見てもらうとわかるが、片流れの大きな屋根となっており、端から端まで 1 枚の厚い鉄板であり、雨漏りについては強いと考えられ

	<p>る。平らな部分については、電気や空調設備等の室内に置ききれないものを屋上に置くこととしているが、この部分の防水についてはウレタン・ゴムアスという複合素材で、最近出たばかりの非常に強い塗膜防水となっていて、信用性が高いとされているため、それを導入することで雨漏りを当面の間防ぐことができるだろうと考え、選定している。</p>
<p>泉澤委員</p>	<p>検討中だとは思いますが、アレルギー対応食の動線として、学校への個別配食やその子に渡るまでの配食の仕方については、今時点でどう考えているか。</p>
<p>宮崎主幹</p>	<p>アレルギー対応食については、今回専用の部屋を設けており、そのエリアの中だけで明確に区分をして調理されるという風に、まずは施設として対応した。ただ、実際のソフト面については現在栄養士と相談している状態である。除去食もなにを除去するのか未定の状態だが、アレルギー該当者の多いものについて除去をするということが一般的であり、そこから始めようかと考えている。人員配置の問題もあり、令和4年度に改めて設計を進めていくため、そこで詳細を詰めていくこととなる。できれば、何品目かの除去食に対応し、個別に詰め、梱包し、子どもに届けるというスタイルで調整を進めたい。</p> <p>他に意見や質問が無いため、新共同調理場基本設計（案）について、このとおりに進めるということで良いか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
<p>川名委員長</p>	<p>続いて、議題（3）その他について、事務局の説明を求める。</p>
<p>須藤参事</p>	<p>事務局からの説明はない。</p>
<p>川名委員長</p>	<p>委員からこの場で協議したいことがあるか。 特に無いため、以上で本日の議事はすべて終了した。</p>
<p>立石係長</p>	<p>令和3年度第2回富津市学校給食運営委員会を閉会する。</p>